



65歳以上の皆さんへ



介護保険料が決定しました

今年度の介護保険料納入通知書を6月下旬にお送りします。保険料の額は6月に決定する平成22年度住民税の課税状況に応じて決定したものです。

◎年金天引きによる納付（特別徴収）の方

今回、決定した保険料（年額）から4月にお送りした納入通知書の仮徴収額を差し引いた額が、10月、12月、2月の年金から天引きされます。

（4月、6月、8月の年金からは、4月にお送りした納入通知書の額が天引きされます。）

◎納付書による納付（普通徴収）の方

今年度の保険料（年額）を6月から10期に分けて納付します。
各納期限までに納め忘れのないよう納付してください。



平成22年度介護保険料

所得段階	所得などの条件	基準額(51,000円)に対する割合	保険料額(円) 年 額
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50	25,500
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	基準額×0.50	25,500
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階・第2段階以外の人	基準額×0.75	38,300
第4段階 (基準額)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.88	44,900
	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税者がある人	基準額×1.00	51,000
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	63,800
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50	76,500

【問合先】 福祉健康課 ☎388-7171